

2024年12月2日

お客さま各位

手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた対応について

東京東信用金庫

日頃より当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

手形・小切手機能の電子化について、2021年6月に閣議決定された「成長戦略実行計画」において、「5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する」、「小切手の全面的な電子化を図る」とされており、全国銀行協会では「2026年度末(2027年3月末)までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを最終目標としております。

こうした状況を踏まえ、当金庫では、下記の対応を実施することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付を終了いたします。

2025年1月6日(月)より、2027年4月以降を期日とする手形・小切手(先日付小切手を含む)について、代金取立の受付を終了いたします。

※手形・小切手機能の電子化(「紙」による決済から電子的決済手段による決済)への移行は、お客さまとお取引先双方に事務負担の軽減やコストの削減、紛失・盗難等リスクの軽減に寄与する取り組みとなります。

東京東信用金庫では、電子的決済手段として「ひがしん法人インターネットバンキング」「ひがしんでんさいサービス」「ひがしんでんさいライトサービス」をご用意しておりますので、ご検討いただきますようお願いいたします。

2. 当座預金の新規口座開設を停止いたします。

2025年1月6日(月)より、当座預金(一般口・約束手形専用口)の新規口座開設を停止いたします。

※ 現在、当座預金をご利用中のお客さまは、引続きご利用いただけます。
なお、2025年1月以降、新規に事業性の預金口座を希望される場合は、「普通預金口座」もしくは「決済用普通預金口座」のいずれかをご利用ください。

3. (統一)手形小切手の発行を終了いたします。

- ・2026年 9月に手形帳を終了いたします。
- ・2026年12月に小切手帳を終了いたします。

【ご相談・お問い合わせ先】

詳しくは、当金庫お取引店までお問い合わせください。

以 上